

ガ ー イ ウ ス

『法 学 提 要』(Ⅱ)

早稲田大学ローマ法研究会

佐 藤 篤 士 監訳

熊丸 光男	高田普久男	田中 憲彦
谷口 貴都	西村隆誉志	原田 俊彦

84 すなわち、例えばクラウディウス元老院議決<sup>63</sup>によれば、ローマ市民の女子は他人の奴隷とその主人が承諾して〔性的に〕結合したならば、そのとりきめにより彼女自身は自由身分を保つが、奴隷を生む場合もあった。なぜなら、彼女とこの奴隷の主人との間でとりきめたことは、この元老院議決<sup>64</sup>により有効であると命じられるからである。しかし、その後神皇ハドリアヌスは、事態が公正でなく、法が首尾一貫しないということに動かされて、万民法の規定を復活した。その結果、女子自身は自由身分を保つので、自由人を生むことになる。

85 〈同様に法律により……〉女奴隷と自由人から生まれる者は自由人となる場合<sup>65</sup>があった。すなわち、同法により、ある者が他人の女奴隷を自由人であると信じて一緒になり、男子が生まれるならば、〔出生子は〕自由人であり、一方、女子が生まれるならば、〔出生子は〕母である女奴隷が属する者に帰属すると規定されている。けれども、この事例にも、神皇ウエスパシアヌスは、法が首尾一貫していないことに動かされ、万民法の規定を復活<sup>66</sup>した。その結果、たとえ男子が生まれるとしても、いずれの場合にも、〔出生子は〕母も属している者の奴隷となる。

86 しかし、この法律の中で、自由人女子と、奴隷であることを彼女が知っていた他人の奴隷とから〔生まれる子は〕奴隷として生まれるとする部分は、なお効力をもっている。したがって、このような法律があてはまら

---

84 Paul. 2, 21<sup>a</sup>; 4, 10, 2: 後掲 91; 160 を参照。

85 この法律は知られていない。後掲 86 を参照。

<sup>63</sup> クラウディウス元老院議決 (senatusconsultum Claudianum) 該当するものは52年のもの。

<sup>64</sup> 「この元老院議決により (eo senatusconsulto)」の部分は、David-Nelson では、「元老院議決により (ex senatusconsulto)」とされている。

<sup>65</sup> 〈同様に (Item)……〉の箇所は、David-Nelson では、〈逆に? (Ex diveso?)〉とされている。

<sup>66</sup> ウェスパシアヌス (Titus Flavius Vespasianus) ローマ皇帝。在位69-79年。

ない者の間では、生まれてくる子は万民法により母の身分にしたがい、それゆえ自由である。

87 ところで、生まれてくる子が母の身分にしたがい、父の身分にしたがわない場合には、たとえ父がローマ市民であっても、その子が父の権力に服さないことはまったく明らかである。それゆえ、錯誤により適法な婚姻が締結されなかった一定の場合には、元老院が関与して婚姻の欠陥を修正し、これによって、ほとんどの場合に息子を父の権力に服させる、とわれわれは前に述べた。

88 しかし、女奴隷がローマ市民によって妊娠し、次いで解放されてローマ市民となり、その後に出産したときは、生まれた子はその父と同じくローマ市民であるけれども、父の権力には服さない。なぜなら、[女奴隷は]適法な婚姻によって妊娠したのではなく、また、こうした結合は、いずれの元老院議決によっても、まったく適法であるとは認められないからである。

89 女奴隷がローマ市民によって妊娠し、その後解放されて出産した場合には、生まれる子は自由人として生まれるという見解は、自然の理にかなったものである。なぜなら、不適法に懐胎された子は、生まれるときに身分を取得するからである。したがって、自由人女子から生まれたのであれば、自由人となるのであり、母が女奴隷であったときに誰によって妊娠したのかは問題とならない。これにたいして、適法に懐胎された子は、懐胎されたときに身分を取得する。

90 したがって、ある妊娠中のローマ市民である女子が水火の禁<sup>㊦</sup>を受け、

---

87 前掲 66 以下を参照。

89 Gai Epit. 1, 4, 9 : Vlp. 5, 10 : Paul. 2, 24, 1-3 を参照。

90 後掲 161 : Dig. 1, 5, 18 [Vlp. lib. 27 ad Sab.] を参照。

---

㊦ 水火の禁 (aqua et igni interdictio) ローマ人が自由身分を保持しつつローマ市民権を喪失する場合のひとつで、国外追放にあたるもの。

それによって外国人とされ、そして出産する場合には、多数学者は場合をわけて、適法な婚姻により妊娠したならば、彼女が生んだ子はローマ市民であり、一方、父が不明で妊娠したならば、彼女の生んだ子は外国人であると考ええる。

91 同様に、妊娠中のローマ市民の女子が、他人の奴隷と、その主人の意に反し、かつ警告を無視して〈一緒になった〉ことを理由に、クラウディウス元老院議決により女奴隷にされたときについて、多数学者は場合をわけ、〔出生子が〕適法な婚姻にもとづいて懐胎されたときは、その者はローマ市民として生まれ、これに反して私通により懐胎されたときは、その母親の主人となった者の奴隷として生まれたと判断する。

92 外国人の女もまた、父が不明で妊娠し、その後ローマ市民〈となり、〉そして出産する場合には、〔生まれる子は〕ローマ市民である。これにたいして、もしその外国人の法律と習俗にのっとって外国人によって妊娠した場合は、神皇ハドリアヌスの提案により作成された元老院議決にもとづいて、生まれる者の父親にもローマ市民権が付与されるならば、〔生まれる子は〕ローマ市民であるとみなされる。

93 もし外国人が自分とその子のためにローマ市民権を申請したならば、皇帝が息子を〔父の〕権力に服させる場合でなければ、息子は父の権力に服することにはならない。皇帝は、事実が審理されて、息子に利益があると判断した場合のみ、父の権力に服させる。ところが、未成熟者および出頭してこない者については、かなり厳密かつ正確に事実を審理する。そうして、このことは神皇ハドリアヌスの告示によって規定されている。

---

91 Vlp. 11, 11 : Paul. 2, 24, 2-3 : 前掲 84 ; 後掲 160 を参照。

92 前掲 77 ; 後掲 94 参照。

93 後掲 2, 135<sup>a</sup>; 3, 20 を参照。

(93) David-Nelson では、「そして (et)」はない。

94 また、ある者が妊娠中の妻とともにローマ市民権を付与された場合にも、われわれが前に述べたように、生まれてくる子は、たとえローマ市民であっても、父の権力には服さない。このことは、神皇ハドリアヌスの署名によって表明されている。このため、自分の妻が妊娠していることを知っている者は、自身および妻のために皇帝に市民権を申請するときは、生まれてくる子を自分の権力の下におくことも同時に皇帝に申請しなければならない。

95 自分の子とともにラテン権によってローマ市民権を取得する者は、事情を異にする。というのは、その子らは彼らの権力に服するからである。このラテン権は、ローマ国民により、あるいは元老院により、あるいは皇帝により、若干の外国人都市に与えられた。

96 ……………大ラテン権あるいは小ラテン権がある。大ラテン権があるのは、都市の参事会員に選出される者および特定の名誉職または政務官職に就任する者がローマ市民権を取得する場合であり、小ラテン権があるのは、政務官職あるいは名誉職に就任する者のみがローマ市民権を取得する場合である。このことは、多数の書簡によって示されている。

97 しかしながら、われわれが述べたところにしたがって、実子だけでなく、われわれが養子とする者もわれわれの権力に服する。

---

94 前掲 92 を参照。

96 最初の部分を Kr. は次のように補充できると考える。すなわち、「ところで、この権利には2種のものがある。すなわち、あるいは」と。

97 I. 1, 11 pr. と同じ。Vlp. 8, 1 : Gai Epit. 1, 5 pr. を参照。本法文の最初の箇所、「しかしながら」「ところにしたがって、実子だけでなく」の部分は、Goe. が Inst. より補充した。

(99) David-Nelson では、「最も神聖な (sacratissimi)」の形容句が「神皇ハドリアヌス」に付加されている。

(100) David-Nelson でも欠字部分に「すなわち (nam)」が読みとられている。

98 ところで、養子縁組は、二つの方法つまり国民の承認によりあるいは政務官たとえば法務官の命令権により行なわれる。

99 国民の承認によってわれわれは自権者を養子にする。この種の養子縁組は自権者養子縁組 (*adrogatio*) とよばれる。なぜなら、養子をとる者は、養子にしようとする者が自身の正当な息子となることを望むか否かを問われ (*rogatur*)、すなわち尋問され (*interrogatur*)、また養子にされる者は、そのようになることを容認するか否かを問われ (*rogatur*)、また国民は、そのようになることを命じるか否かを問われる (*rogatur*) からである。政務官の命令によってわれわれは、尊属の権力に服する者を養子にする。これは、卑属の第一親等の者、つまり息子や娘のような場合、あるいはそれより下位の親等の者、つまり男孫・女孫・男曾孫・女曾孫のような場合である。

100 国民によってなされる自権者の養子縁組は、ローマでなされないなら成立しない。他権者養子縁組は、属州においても、属州長官の面前でなされるのを常とする。

101 同様に女子は国民による養子縁組〔自権者養子縁組〕はなされない。これは通説であった。これに対して、法務官の面前で、あるいは、属州においては、元老院属州の長官または元首属州の長官の面前で、女子も養子縁組されるのを常とする。

---

98 Dig. 1, 7, 2 pr. [Gai lib. 1 Inst]: I. 1, 11, 1 とほぼ同じ。Vlp. 8, 2: Gai Epit. 1, 5, 1 を参照。

99 Dig. 1, 7, 2 pr. [Gai l. c.]: I. 1, 11, 1 とほぼ同じ。Vlp. 8, 2, 3: Gai Epit. 2, 3, 3; 1, 5, 1 を参照。

100 Vlp. 8, 4 を参照。

101 Gai Epit. 1, 5, 2: Vlp. 8, 5 を参照。

---

(4) David-Nelson では、「たとえば (*ueluti*)」が *uel* となっているが、この場合の *uel* は *ueluti* と同義であろう。

102 同様に、未成熟者が国民の面前で養子とされることは、あるときは禁止され、またあるときは許可された。今日では、至高の皇帝アントーニヌスが神官団にあてて書いた書簡にもとづいて、もし養子縁組の正当原因が認められるならば、若干の条件を付けて許可された。これに対して、法務官の面前で、また属州においては元老院属州の長官または元首属州の長官の面前で、〔ある者の〕年齢にかかわらず〈その者たちを〉われわれは養子とすることができる。

103 二つの方法の養子縁組に共通のことは、性的不能者のような生殖できない男子も養子をとることができるということである。

104 これに対して、女子はいずれの方法によっても養子をとることはできない。なぜなら、女子は実子を権力の下に有することはないからである。

105 同様に、ある者が国民により、あるいは法務官か属州長官の面前で養子をとったならば、その者はその養子を他人の養子とすることもできる。

106 けれども、年少者が年長者を養子にとることができるかどうかは、いずれの方法の養子縁組にも共通の問題である。

---

102 Vlp. 8, 5 : Theoph. 1, 11, 3 [51 頁, 4-6 行] を参照。

103 I. 1, 11, 9 : Dig. 1, 7, 2, 1 [Gai lib. 1 Inst.] : Vlp. 8, 6 : Gai Epit. 1, 5, 3 と同じ。

104 I. 1, 11, 10 とほぼ同じ。Vlp. 8, 8a : Gai Epit. 1, 5, 2 : Theoph. 1, 11, 10 [54 頁, 14 行以下] を参照。

105 I. 1, 11, 8 を参照。

106 I. 1, 11, 4 を参照。

---

② David-Nelson では、「今日では (nunc)」が「すなわち (nam)」となっている。

③ David-Nelson では、「〈その者たちを〉 (personas)」は補われていない。

107 次のことは、国民によって成立する養子縁組にだけ認められる。すなわち、卑属を権力の下に有する者が自分を自権者養子縁組の養子としたならば、自身はその養親の権力に服せしめられるだけでなく、たとえば孫のように、自分の卑属もその者の権力の下に服するということである。

108 さて、われわれは、われわれの夫権に服する人について考察しよう。<sup>(4)</sup>そしてこのこともローマ市民に固有の法である。

109 なるほど男子も女子も権力 (potestas) に服するのを常とするけれども、夫権に服するのは女子だけである。

110 そうして、かつては、三つの方法により、すなわち、使用により、ファール製菓子により、コエンプティオーにより、〔女子は〕夫権に帰入した。

111 婚姻〔状態〕を一年間中断せずに継続する女子は、使用により夫権に帰入した。というのは、あたかも、一年間の占有によって使用取得されたかのように、〔女子は〕夫の家 (familia) に移り、かつ、娘のような地位を得たからである。そこで、12表法により、次のことが規定された。すなわち、女子がその方法により夫権に帰入することを欲しない場合には、女子は毎年三夜不在して、この仕方で各年の〈使用を〉中断すると。しかし、この規定のすべては、一部は法律によって廃止され、一部は慣習がすたれたため忘れさられた。

112 ファール製菓子によって〔女子が〕夫権に帰入するのは、ユーピテ

---

107 I. 1, 11, 11 : Dig. 1, 7, 2, 2 [Gai lib. 1 Inst.] と同じ。Vlp. 8, 8 : Gai Epit. 1, 5, 4 を参照。

108 前掲 55 を参照。本法文の最初の文章は、Goe. が補充した。

111 後掲 115<sup>b</sup>; 118 を参照。

112 Vlp. 9 を参照。

---

(4) David-Nelson では、この最初の一文は、補われていない。



ル・ファルレウス神に捧げるある種の儀式によってである。そこでは小麦製菓子が捧げられ、<sup>(45)</sup> それゆえにコーンファルレアーティオーとも呼ばれる。また、この法を正しく行なうために、特定かつ壮嚴な言葉を用い、十人の証人の前で多くのことがとりおこなわれる。この法は、なおわれわれの時代にも用いられている。すなわち、ユーピテル神・マルス神・クイリーヌス神に仕える上級の祭司、<sup>(46)</sup> 同様に宗教王は、<sup>(47)</sup> ファール製菓子の儀式を行なった父母から出生した者でなければ、選ばれることはない。さらに、自身がコーンファルレアーティオーを行なっていない者も、決して神官職を保有することはできない。

113 これに対して、コエンプティオーによって夫権に帰入するのは、握取行為を通じて、すなわち、ある種の仮装売買によってである。すなわち、五人より少くない成熟ローマ市民の証人と、同じく〔一人の〕衡を持つ者が立ち会って、<sup>(48)</sup> 男子が女子を買いとり、女子はその者の夫権に帰入する。

---

113 Priscian. 6, 96 [ed. Hertz, I, 282] と同じ。Isidor. orig. 5, 24, 26 を参照。

(45) ユーピテル・ファルレウス神 (Juppiter Farreus) ユーピテルはローマの最高神。その神殿はカピトリヌスの丘に建立された。雪や嵐や稲妻の神として表象されるように、古来、天空の靈が基本属性であったけれども、後には契約や誓約の神としても信仰された。ここでは、誓約の神として、コーンファルレアーティオーにおいて小麦製菓子 (farreum) が捧げられたので、それに因んでユーピテル・ファルレウスの神名で呼ばれた。

(46) 祭司 (flamines) 特定の名をもつ神々に仕えた神職。それは3名の上級祭司 (maiores flamines) と12名の下級祭司 (minores flamines) に分れていたが、ユーピテル神、軍神マルス、都市ローマ創建の頃の戦いの神クイリーヌスの祭司は、前者に属した。

(47) 宗教王 (rex sacrorum) 共和政期の神官職。rex (王) の名を冠しているが、その地位は大神官 (maximus pontifex) に比べはるかに低いものであった。

(48) David-Nelson では、この箇所にも「〈女子が〉男子をくそして男子が?」(eum <mulier et is?>)」の語句が補われている。

114 ところで、女子は、その夫とだけでなく、第三者との間でもコエーンプティオーを実行できる。言い換えれば、コエーンプティオーは、婚姻を原因として、あるいは、信託を原因として行なわれたとされる。すなわち、女子がその夫にとって娘のような地位にあることを〈目的として〉、その者との間にコエーンプティオーをなしたことは、婚姻を原因としてコエーンプティオーを行なったと言われる。これに対して、女子が、他の事柄を原因として、例えば、後見を免れることを原因として、その夫との間で、あるいは、第三者との間で、コエーンプティオーをなしたことは、信託を原因としてコエーンプティオーをなしたと言われる。

115 後者は次のようにしてなされる。もしある女子が現在の後見人を廃して他の後見人を得ようと望むならば、その女子は、現在の後見人の同意をえてコエーンプティオーを行なう。この後、このコエーンプティオーの買主から女子自身の希望する者に再握取行為により売却され、そうして、〔再握取行為の買主〕によって棍棒式によって解放され、自分を解放した者を後見人とすることになる。そのような者は、後に明らかであるように、信託的な後見人と呼ばれる。

115<sup>a</sup> かつては、さらに遺言作成のためにも信託的なコエーンプティオーがなされた。なぜなら、その当時、コエーンプティオーをなし再握取行為され解放された場合以外には、若干の者を除いて、女子には遺言を作成する権利はなかったからである。けれども、このコエーンプティオーをなす必要性は、神皇ハドリアヌスの權威により元老院が緩和した。……………

---

114 後掲 1, 136: 2, 159 を参照。

115<sup>a</sup> 後掲 166<sup>a</sup> を参照。ガーイウスは「緩和した (remisit)」の語の後に大略次のように書いた、と Kr. は考える。すなわち、「信託を原因として家外者との間にコエーンプティオーを行なった女子は、その家外者の娘のような地位に入ることはないが、……」と。

115<sup>b</sup> 女子が……………信託を原因としてその夫との間でコエンプティオーを行なった。……………やはり娘のような地位にあることになる。というのは、妻がどのよう<sup>49</sup>な原因によって夫権に服したとしても、一般に、彼女は娘の権利を獲得するとされるからである。

116 最後に、われわれは、どのような人がマンキピウム権に服するかについて説明しよう。

117 要するに、男子であれ女子であれ、尊属の権力 (potestas) に服する卑属はすべて、奴隷が握取行為により売却されるのと同じ仕方<sup>で</sup>、握取行為により売却される。

118 夫権に服する人びとについても、同じことがあてはまる。……………<sup>60</sup>コエンプティオーの買主によって同じ方法で……………できる……………コエンプティオーの買主にとっては娘のような地位にある。……………婚姻した……………にもかかわらず、彼と婚姻しておらず、それ故、娘のような地位には

---

118 前掲 114 以下；後掲 123；137 を参照。Lach. によれば欠字部分は次のように補充することができる。「すなわち、卑属が尊属によって握取行為により売却されるのと同じ方法で、女子はコエンプティオーの買主によって握取行為により売却されることができる。この買主と婚姻した者のみがコエンプティオーの買主にとっては娘のような地位にある。にもかかわらず……………」。

<sup>49</sup> David-Nelson では、この冒頭部分は補われていない。

<sup>60</sup> David-Nelson は、以下の文章全体を次のように補充する。「すなわち、女子はコエンプティオーの買主によって同じ方法で解放されることができる。たとえコエンプティオーの買主と婚姻している女子のみがコエンプティオーの買主にとっては娘のような地位にあるとしても、それにもかかわらず、彼と婚姻しておらず、それ故、娘のような地位にはない女子できえ、握取行為によって売却される。(nam feminae coemptionatoribus eodem modo possunt mancipari, adeo ut quamvis ea sola apud coemptionatorem filiae loco sit, quae ei nupta sit, tamen nihilo minus etiam quae ei nupta non est nec ob id filiae loco sit, ab eo mancipari possit.)」。

ない女子でさえ、握取行為によって売却されうる。

118<sup>a</sup> 〈けれども〉父およびコエンプティオーの買主が自己の権利からこれらの人びとを離脱させることを望むときには、一般には、父によってもコエンプティオーの買主によっても握取行為を通じてのみ売却される。そしてこれについては後でもっと明らかにすることにしよう。

119 ところで、握取行為は、われわれが先にも述べたように、ある種の仮装売買である。これ自体もローマ市民に固有の法であり、この行為は次のようにしてなされる。すなわち、五人より少くないローマ市民である成熟男子、および、同じ資格のもう一人の者、つまり、銅製の衡を持ち、衡持ちと呼ばれる者の立会いの下で、マンキピウム権中に受けいれる者が、銅をつかんで、次のように述べる。「私は、この奴隷を、クィリーテース<sup>61</sup>の権にもとづいて、私のものであることを宣言する。そして、これは、銅と銅製の衡によって、私に買い取られよ。」次に銅で衡を打ち、そして、その銅を、マンキピウム権中に受けいれる者が、あたかも代金のように与える。

120 この方法により、奴隷も自由人も譲渡される。動物もまたマンキピウム権に服し、牛・馬・騾馬・驢馬がこの部類に含まれる。同様に、イタリアの〔土地の〕ように、それ自体もマンキピウム権に服する都市ローマの土地および地方の土地も、通常、この方法により譲渡される。

---

118<sup>a</sup> 後掲 132 ; 134 ; 137 を参照。

119 Boeth. in Top. 5, 28 [ed Baiter p.322] および一部 Priscan. 6, 96 [ed. Hertz. 1, p. 282] と同じ。前掲 113 : Gai Epit. 1, 6, 3 を参照。

120 Vlp. 19, 1 : 前掲 113 ; 117 を参照。

61) David-Nelson では、「銅を (aes)」に代えて「物を (rem)」が用いられている。

121 土地の握取行為と他の握取行為とは、以下の点においてのみ異なっている。奴隷および自由人そしてマンキピウム権に服する動物は、その場にあるものでないなら、握取行為によって売却されることはできない。まさにマンキピウム権中に受け入れる者が、マンキピウム権中に与えられる物自体を掴まなければならないからである。このことから握取行為 (mancipatio) と呼ばれるのである。なぜなら、物が手で掴まれる (manu capitur) からである。これに対し、土地は、[当事者がその土地に] いたくても、通常、握取行為によって売却される。

122 ところで、銅と衡が用いられるのは、われわれが 12 表法から理解できるように、かつては銅貨だけを使っていたからであり、[銅貨には] 1 アス貨、2 アス貨、 $\frac{1}{2}$  アス貨、 $\frac{1}{4}$  アス貨があったが、金貨や銀貨は使われていなかったからである。これらの貨幣の通用力は[その貨幣の]表示額にあったのではなく、[その]重さにあった。……………1 アス貨は 1 リブラ、2 ポンド貨は……………。従って、2 アス貨は、2 ポンドに相当するとして、dupundius (2 ポンド) とも呼ばれたのであり、この名称は今もなお使用されている。 $\frac{1}{2}$  アス貨も  $\frac{1}{4}$  アス貨も、当然、1 ポンドに対する割

121 Isidor. orig. 5, 25, 31: Vlp. 19, 6 を参照。

122 Isidor. orig. 10, 67; 16, 18, 5; 25, 3 を参照。Kr. は「重さに (in pondere) あった」の後の欠字部分を次のように補充できると考える。すなわち「1 アス貨は 1 ポンドであり、2 アス貨は 2 ポンドである……」。Kr. は「見積られていた (examinati erant)」の語の後に、「それゆえに (Quam ob rem)」と補充する。

62) アス (as) ローマの貨幣単位。初期の頃は、1 アスに 1 ポンドの銅貨が当てられた。

63) David-Nelson では、この箇所に「すなわち、その当時 (nam illis temporibus)」が補われている。

64) ポンド (pondus) ローマの重量の単位。1 リブラ = 1 ポンド = 12 ウンキア。

65) David-Nelson では、この箇所に「(2 ポンドは) 当然 2 リブラであった (scilicet erant bilibres)」の語句が補われている。

合すなわち1ポンドに対する比率に応じて見積られていた。……………かつて金銭を与える者は、それを計算せず、<sup>68</sup> 衡量していた。そのため、金銭の管理を許された奴隷は、管理人 (dispensator) と呼ばれたのであり……………  
……………<sup>69</sup>。

123 ……………コエーンプティオーは……………コエーンプティオーを……………女子……………奴隷状態……………。……………<sup>68</sup> 握取行為によって売却された男子または女子は奴隷のような地位にあると定められる。従って、[彼らに対し] マンキピウム権を有する者からは、奴隷の場合にあてはまるのと同様に、遺言で自由となるよう命じられる〈場合〉以外の仕方では、相続財産も遺贈も獲得できないことは確かである。けれども、この違いの理由は明らかであり、父により、また、コエーンプティオーの買主によって、奴隷の場合に用いられるのと同じ言葉により、マンキピウム権中に受け入れられるからである。一方、コエーンプティオーの場合は、[その言葉は奴隷の場合に用いられたのと] 同様ではなかった。

124 さて、われわれは、他人の権利に服している人びとが、いかにしてこの権利から解放されるかについてみることにしよう。

125 まず初めに、権力に服している人びとについてみることにしよう。

---

123 Kr. と Stud. は Gaius の法文を次のように補充する。すなわち「奴隷状態にされることはない。尊属により、およびコエーンプティオーの買主によって握取行為によって売却された」と。

124 I. 1, 12 pr. と同じ。

<sup>68</sup> David-Nelson では、この箇所には「そういう訳で (quam ob rem)」が補われている。

<sup>69</sup> David-Nelson では、この箇所には「今なお呼ばれている (et adhuc vocantur)」が補われている。

<sup>68</sup> David-Nelson では、この箇所には「これに対して(?)、尊属により、またコエーンプティオーの買主により (at ex diverso(?) a parentibus et a coemptionatoribus)」の語句が補われている。

126 奴隷がいかにして権力から解放されるかについて、われわれは、先に奴隷の解放について説明したことから理解することができる。

127 尊属の権力に服している人びとは、尊属の死亡とともに自権者となる。しかし、これには次のような区別がみられる。すなわち、父が死亡すれば息子あるいは娘は必ず自権者となるが、祖父が死亡したときは孫あるいは孫娘は必ずしも自権者とはならない。祖父の死後、自分の父の権力に服することがない場合に自権者となる。それゆえ、祖父が死亡するときに孫あるいは孫娘の父が生存し、かつその父が自分の父の権力に服していた場合には、孫あるいは孫娘は、祖父の死後、〈自分の〉父の権力に服する。これに対して、祖父が死亡したときに父がすでに死亡しているか、あるいは〈父の〉権力から離脱している場合には、孫あるいは孫娘は、父の〈権力〉に入ることができない〈ので〉、自権者となる。

128 ところが、何らかの不法行為により コルネーリウス法<sup>60</sup>にもとづいて水火を禁止された者がローマ市民権を喪失したときは、そのためにローマ市民の数から除かれるので、あたかも死亡したのと同様に、卑属はその者の権力に服さなくなる、という結果になる。なぜなら、外国人の身分をもつ者がローマ市民を権力の下に置くことを条理は許していないからである。同じ条理によって、尊属の権力に服している者に水火が禁止された場合にも、尊属の権力に服さなくなる。なぜなら、外国人の身分をもつ者がローマ市民たる尊属の権力に服することも、同じく条理は許していないか

126 I. 1, 12 pr. と同じ。前掲 21 [18 か] 以下を参照。

127 I. 1, 12 pr. と同じ。Vlp. 10, 2: Gai Epit. 1, 6 pr. を参照。括弧内の語句は、Inst. にもとづいて Goe. が付加した。

128 I. 1, 12, 1 とほとんど同じ。Gai Epit. 1, 6, 1: Vlp. 10, 3: Theoph. 1, 12, 1 [57頁 8-9行, 11-12行] を参照。

<sup>69</sup> David-Nelson では「〈自分の〉(sui)」は補われていない。

<sup>60</sup> コルネーリウス法 (Lex Cornelia) 前81年に制定された。

らである。

**129** ところが、尊属が敵に捕えられた場合には、たとえ敵の奴隷になっても帰国権によって卑属に対する権力は未確定である。それゆえ、敵に捕えられた者は、帰国すれば以前のすべての権力を回復する。したがって、帰国した者は、卑属を権力の下に有することになる。ところが、その者が敵地で死亡したならば、卑属は自権者となる。しかし、それは尊属が敵地で死亡した時点からか、あるいは敵に捕えられた時点からか、問題となることがある。息子あるいは孫が敵に捕えられた場合にも、同様に帰国権によって父の権力も未確定であるとわれわれは述べよう。

**130** さらに男子の卑属は、ユーピテル神の神官に任命されたときに、女子の卑属は、ウェスタ女神に奉仕する処女(6)に選ばれたときに、尊属の権力から離脱する。

**131** かつてローマ国民がラテン地方に植民者を送ったときにも、尊属の命令によってラテン植民市に編入された者は、他の都市の市民となったので、尊属の権力に服することはなくなった。

**132** さらに、家父権免除によって卑属は尊属の権力に服さなくなる。息子は三回の握取行為によって、それ以外の卑属は、男子であれ女子であれ、一回の握取行為によって尊属の権力から離脱する。なぜなら、12表法が次のような文言で三回の握取行為について語っているからである。「父が息子

---

129 I. 1, 12, 5 と同じ。Gai Epit. 1, 6, 2 : Vlp. 10, 4 : Paul. 2, 25, 1 : Theoph. 1, 12, 5 [58頁] を参照。

130 Vlp. 10, 5 : 後掲 145 : 3, 114 を参照。

132 I. 1, 12, 6 と同じ。Theoph. 1, 12, 6 [60頁 10行以下] : Gai Epit. 1, 6, 3 : Vlp. 10, 1 を参照。

---

(6) ウェスタ女神に奉仕する処女 (virgo vestalia) ウェスタ女神に奉仕する巫子で、30年間奉仕しなければならなかった。この間処女であることが要求された。



を三回売却すれば、息子は父から自由となれ。」その行為は次のようになされる。父は息子を他人に握取行為によって売却する。取得者は息子を棍棒式解放によって解放する。これがなされると、息子は再び父の権力に服する。父は息子をもう一度同じ人かあるいは別のの人に握取行為によって売却する。(もっとも同じ人に売却されるのが通例である。)さらに続けて棍棒式解放によって同様に息子を解放する。これがなされると、息子は再び父の権力に服する。さらにもう一度父は息子を同じ人かあるいは別のの人に握取行為によって売却する。(もっとも同じ人に売却されるのが通例である。)この握取行為によって、たとえまだ解放されずマンキピウム権に服する状態にあっても、父の権力に服することはなくなる。……………  
…………… (3行判読不能) ……………。

132<sup>a</sup> …………… (3行判読不能) ……………

一回の握取行為によって父の権力から離脱する……………。

133 しかしながら、われわれは息子および息子から生まれた孫を権力の

---

132<sup>a</sup> 望ましい文章は、Gai Epit. 1, 6, 3 への Goeschen の推測にもとづいて、次のように再構成することができる。すなわち、「しかし、三回の握取行為によって息子が実父から信託上の父に売却されたとき、実父は、息子を信託上の父から握取行為により買戻し、そして実父から解放されるというを行なわなければならない。これは、その息子が死亡した場合、信託上の父ではなく、実父がこれを相続するためである。女子、あるいは男子から生まれた男孫は、一回の解放によって父または祖父の権力を離脱して自権者となる。これらの者は、一回の握取行為によって父または祖父の権力を離脱するけれども、信託上の父から握取行為によって買戻されて、そして実父により解放された場合でなければ、その者を解放した信託上の父が〈相続を拒絶し、または死亡しない——この部分は Kr. が付加した——〉かぎり、実父は相続することができない。なぜならば、実父あるいは祖父が買戻した者を解放したならば、前者自身が後者を相続するからである。」と。Kr. とともに、本文の最後の部分は次のように補充することのできる。すなわち、「そしてその握取行為によって解放されたならば、その者は自権者となる。」と。

133 Goe. が Dig. 1, 7, 28 [Gai lib. 1 Inst.] と I. 1, 12, 7 にもとづいて再構成した。Gai Epit. 1, 6, 3 を参照。

下に有する者が、自由な裁量をもっていることを想起すべきである。すなわち、息子は権力から離脱させるが、孫は権力の下にとどめておくこと、<sup>69</sup>あるいは逆に息子は権力の下にとどめておくが、孫は解放すること、あるいはこれらすべてを自権者とするのである。曾孫についても同様のことが述べられるとわれわれは理解しよう。

**134** ……………および中間に行なわれる二回の解放は、息子が自権者となるように父が彼を権力から離脱させるときに通例行なわれるのと同じようにして行なわれる。そのあとで、彼が父に握取行為によって再び売却され、そして彼を収養する者が法務官の面前で彼が自分の息子であると父からの返還請求をなし、かつこれに対抗して父が返還請求をしないときは、法務官に〈よって〉息子は返還請求をした者に帰属が確定する。あるいは、息子が握取行為によって父に再び売却されずに、三回目の握取行為において自分の手元に〔その息子を〕有している者から収養する者が返還請求をする。しかし、もちろん握取行為によって父に再び売却されるのがより適切である。これに対して、男子であれ女子であれ、その他の卑属については、もちろん一回の握取行為で十分であり、彼らは握取行為によって再び尊属に売却されるか、あるいは売却されない。属州においても、属州長官の面前で同じことがなされるのが通例である。

**135** 一回あるいは二回の握取行為によって売却された息子を父とする胎

---

134 I. 1, 12, 8 を参照。最初の部分は、Goeschen の推測にもとづいて次のように補充することができる。すなわち、「さらに、尊属は養子として与えた卑属にたいして権力を喪失する。そして、たとえば息子については、その者が養子として与えられる場合、三回の握取行為」と。

135 I. 1, 12, 9 : 前掲 **132 : 89** を参照。

<sup>62</sup> David-Nelson では「あるいは (vel)」の代わりに「そして(?) (et(?))」が補われている。

<sup>63</sup> David-Nelson では「三回の握取行為 (tres mancipationes)」が補われている。

児がたとえ自分の父の三回目の握取行為の後に生まれたとしても、その者は祖父の権力のもとにあり、それゆえ彼は、祖父によって家父権を免除されることも、また養子に出されることもありうる。これに対して、三回目の握取行為が完成する前の息子を父とする胎児は、祖父の権力のもとに生まれるのではない。しかし、例えばラベオーは、その者は父の場合と同じ人のマンキピウム権のもとにあると考える。だが、われわれが法として有しているのは次のことである。すなわち、その者の父がマンキピウム権のもとにある限り、その者の法的地位は未確定であり、もしその者の父が握取行為によって解放されるならば、その者は父の権力のもとに入るが、父がマンキピウム権のもとにある間に死亡する場合には、その者は自権者となる。

135<sup>a</sup> ……もちろん同じことが……。なぜなら、前に述べたように、息子の場合に三回の握取行為によって生じることが、孫の場合には一回の握取行為によって生じるからである。

136 ……マークシムス・トゥーベローの〔提案による元老院議決によって〕次のように決定された。すなわち、女子は祭祀についてのみ夫権

135<sup>a</sup> 前掲 132; 134 を参照。Hu. と Kr. は本文について欠字部分を次のように補充する。すなわち、「われわれは、一回の握取行為によって売却され、また解放されていない男孫を父とする胎児についても、同一のことがあてはまる、と述べよう。なぜなら、前に……」と。なお Hu. も参照。

136 本文について、Kr. は最初の部分を次のように再構成する。「さらに、夫権に服した女子は、父の権力に服することをやめる。しかし、ファール製菓子による婚姻の場合、ユーピテル神の祭司について元老院議決により……」。前掲111; 114; 115を参照。「夫権に帰入しなかった」の語句の次に、Kr. とともに次のように文章を補充することができる。すなわち、「コエーンプティオーによる夫権帰入がなされたとき、女子は完全に権力から……」。

(64) David-Nelson では「なぜなら (nam)」は補われていない。

(65) マークシムス・トゥーベロー (Maximus Tubero) 前11年の執政官。

に服するとみなされ、それ以外の場合には、あたかも夫権に帰入しなかったかのように扱われる、と。……………尊属の権力から解放される。女子が自分の夫の夫権に服しているか、それ以外の者の権力に服しているかは問われない。たとえ夫の夫権に服している者だけが娘の地位にあるとみなされるにせよ。

137 ……………<sup>66</sup>握取行為によって夫権に服することをやめる。さらにこのマンキピウム権から解放されたならば、自権者となる。

137<sup>a</sup> ……………コエーンプティオーの買主に強制して、自身の望む者に自分を再売却させることができるが、……………娘も父に強制できないのと同様に強制できない。<sup>67</sup>しかし、娘はたとえ自分が養女であっても父に強制できない。これに対して、後者は、離婚の意思があったならば、あたかも夫と婚姻をなしていなかったかのごとく、〈夫に〉<sup>68</sup>強制できる。

---

137 前掲 127; 128 を参照。一部については Hu. が推測したものだが、Kr. はガーイウスの文章を次のように再構成した。すなわち、「〔夫権に服する女子は〕家女が父権から解放されると同一の方法によって、夫権に服することをやめる。したがって、家女が一回の握取行為によって父権を離脱するように、夫権に服する女子も一回の握取行為によって夫権に服することをやめる」。

137<sup>a</sup> Kr. は欠字部分を次のように補充する。「しかし、家外の者とコエーンプティオーを行なう者と自分の夫とそれをなす者との間には次のような相違がある。すなわち、前者は、コエーンプティオーの買主に強制して、自身の望む者に自分を再売却させることができるが、一方、後者は「娘も父に強制できないのと同様に」自分の夫を決して強制できない」。

(66) David-Nelson では「握取行為によって (mancipatione)」の語句はない。

(67) David-Nelson では、この最初の部分は補われていない。

(68) David-Nelson では、「〈夫に〉(virum)」は補われていない。